

明治初期中央官員の休日考

宮崎 貴臣

一、はじめに

本稿は、筆者の研究テーマである、「明治初期中央官員に関する研究」のなかの休暇制度について、その変遷過程を論ずるものである。

日本の官僚制は、江戸から明治維新にかけて変革期のなかで創設され、現在まで発展してきた。近代国家形成においては重要な制度である。そのなかにいる官員は国家機関を構成し、国民一般を統治する特殊な集団である。⁽¹⁾そしてまた、国家運営の担い手として、重要な役割を果たしてきた。現在の政治運営においても官員ありきの政治といっても過言ではない。また、「官」という言葉に注目しても、官員はもちろんのこと官庁や官職から、官吏そして警察官や消防官、さらに官民など日本の社会には様々で多彩な装いを凝らし「官」が登場し充滿している。⁽²⁾

この官員とは一般に官吏や役人を指すものとされ、現在では行政部内に勤務する国家公務員とはほぼ同義である。当時の官員の制度は主に太政官の達しによって定められ、現代の国家公務員法と異なり、官員制度全般を包摂した単一の法典はなく、分野ごとにその都度定められていた。そのため、当時の制度を知ろうとしても系統的なも

のが見当たらず非常に困難を極める状況にある。

このような問題を踏まえ、かつ、江戸から明治へというこの慌ただしい変革期のなかで、国の政をつかさどる官員の様々な様態がどのように変化していったのかについて知ることは筆者の興味のひくところであり、以上の理由をもって筆者は本研究に取り組むことにした。その一部として本稿では、明治初期中央官員の休暇制度の変遷過程を一つ一つ分類しながら列挙するとともに考察を加えながら、史料に基づき実証的に明らかにしていく。

なお、本研究の対象時期中は、変革期のなかであって、明治五年までは太陰暦を使用し、明治六年からは太陽暦を採用している。このことは本文中において関係してくることなので、先に述べておきたい。また、明治の年号においても、慶應四年から明治元年と改められたのは「九月八日の布告」^③によってであるが、本稿では九月八日以前の慶應四年についてもすべて明治元年と表記した。さらにここで明治時代の官員と官吏の用語的区別をしておきたい。官員とは官吏や役人の意であるが、これは明治時代を主として用いられた語である。これに対して官吏とは、一般的に明治憲法体制のもとで秩序づけられたその制度上の呼称であるとされる。本稿は、明治憲法制定以前の時代を扱うため、官員の名称を用いることとした。

二、休暇日

明治元年正月二十一日、參與である万里小路博房より「參退時刻休暇日并議事規程ヲ定ム」^④によって、

一六ノ日休

と一六の日を休みとする旨の達しがだされた。この一六休暇日制とは、一日・六日・十一日・十六日・二十一日・二十六日と一ヶ月に六回の休暇日が定められた制度である。ただし、大の月の三十一日は休暇日ではなかった。⁽⁵⁾また、同年六月二十七日には、「来月一日依日蝕被止参賀候事」⁽⁶⁾とあり、当時は日食の日の参賀は中止となっていた。これは、古代においては、太陽を君主の象徴として、日食時に国家行事が行われれば、君主の尊厳が傷つけられて、やがては臣下によって国が滅ぼされる前兆となるといわれ、あらかじめ日食を予測してこれに備える必要性が説かれており、この考え方が続いていたのではないかと考えられる。翌九月十八日には、「來二十一日休日ニテ無之二十二日休日之事但以後一六ノ日休日ノ事」⁽⁷⁾との達しがあった。これはこの二十二日が始めて天長節であるので、その前日と交換したのである。⁽⁸⁾ただし以後一六の日が休日であるとしているように、基本的に休日は一六の日であった。明治二年八月七日にも太政官規則で、「節朔一六休暇之事」⁽⁹⁾とあり、その後の十一月の太政官規則改正でも休暇の変化はなく、以後「一六の日休日」が原則であって、必要に応じてその都度、達しによって定めたのである。しかし、明治九年にこの休暇制度は大きく変化するのである。それは日曜休暇の採用である。この日曜休暇の方法については、明治元年六月にすでに横浜運上所において、西洋の日曜日並びにクリスマスを休日としていたのである。しかしながら、なかなか一般に普及しなかった。それが、明治九年三月十三日に、

従前一六日休暇ノ處來ル四月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト被定候條此旨相達候事

但土曜日ハ正午十二時ヨリ休暇タルヘキ事

との達しがだされ、ここに休日制の起源といふべき日曜日休日が始まったのである。これにより、諸官省はじめ、官立私立学校も皆一様に日曜休暇及び土曜午後休暇を採用したのであった。

三、正月休暇

明治元年十二月二十二日には「本月二十六日以後休暇及正月中休暇ヲ定ム」¹⁰⁾によって、十二月二十六日以後の休みと来年正月の休みについて次の通り取り決められた。

- 一 來ル廿六日ヨリ正月三日迄休暇之事
- 一 四日ヨリ御用初ニ付出勤之事
- 一 六日 七日 十一日 十五日 十六日 休暇之事

翌日には「來ル廿八日廿九日休日尤御用有之輩ハ臨時參 朝可有之事」¹²⁾と用がある際は二十八日、二十九日と休日であるけれども、臨時の参朝を認めた。しかしながら、十二月二十六日から翌年の正月三日まで休日と定めた点では、これは後の年末年始休暇の起源であると考えられる。ここで、明治二年以後の年末年始休暇について簡単に記してみると、¹³⁾明治二年は十二月二十二日に「本月休暇及正月政始ノ日ヲ定ム」によって、「來ル廿九日晦日休暇來ル正月四日ヨリ政始之事」とある。明治三年については明確な規定がみあたらないが、十二月十八日の「諸官省東京府休暇並御用仕舞歳末御祝儀等日限」のなかに、「廿六日御用仕舞ニ付同日休暇無之事」とあるので、翌日二十七日からが休みであろうと考えられる。また十二月廿四日に「來ル正月四日政始ニ付」とある

ことから、明治三年の年末年始休暇は十二月二十七日から翌年の正月三日までではないかと思われる。さらに、明治四年についても明確な規定はないが、十二月二十六日、前年同様に「來ル廿七日御用仕舞ノ事」とあり、十二月二十二日には「來ル壬申年新歲式ヲ定ム」により、正月四日の政始が定められていることから、十二月二十八日から翌年正月三日までであったのだろう。それが、明治五年では、太陰曆から太陽曆の切り替えのため規定がなく、明治六年一月太政官布告をもって、一月一日より三日までと、十二月二十九日より三十一日までを休日と定めて、これにより、年末年始休暇の形態が整ったのである。

四、盆・暑中休暇

明治二年の七月十三日には、

明十四日ヨリ十六日迄休暇ノ事

とあり、三日間の休暇が与えられた。この件に関して、『明治文化全集別巻明治事物起源』⁴⁴では、「明治四年七月十四日に、十四日より十六日に至る三日間、官吏に休暇を與へしは、孟蘭盆の休みなり。」⁴⁵として、明治四年を盆休みの起源として紹介している。しかし、この明治二年の段階で十四日から十六日までの三日間の休暇が規定されている。さらに、明治三年をみると、七月十日に、

來ル十四日休暇ノ事

但十五六兩日ハ例ノ通可心得事

とあり、⁽⁴⁶⁾十五、十六日も「例ノ通」として休暇を与えている。そのうえで、明治四年の七月十二日達で、

來ル十四日ヨリ十六日迄休暇ノ事

但例年右ノ通被定候

と定められ、⁽⁴⁷⁾そのなかで「例年右ノ通被定候」と今後七月十四日から十六日までは毎年休暇にするとなったのである。このことからしても、明治四年を盆休みの起源とするならば、明治二年、三年の規定は、それを試験的におこなったものであったのではないかと推測される。さらにいうならば、このように明治二年から同じように達しが続いていることを考えると、この明治二年の達しが今の盆休みの起源にあたるといってもおかしくはない。

また、明治三年は暑中休暇の始まりでもある。それは明治三年二月制定の大學南校休暇表なるものに「自六月二十一日至七月二十日休暇」とある。これは暑中休暇を最も早く採用した一例である。⁽⁴⁸⁾この南校の休暇を基として、明治六年一月七日に「六月二十八日ヨリ三十日迄」と官員に休暇を与えるが、五ヵ月後の六月二十三日太政官布告第二百二十一号によって取り消している。⁽⁴⁹⁾そして同年七月二十二日にさらに官員に対する暑中休暇を八月一日より三十一日までの間、奏任官以上は十五日以内、判任官以下は五日以内として与えた。⁽⁵⁰⁾明治七年には七月三日に、七月十一日から九月十日まで諸官員に暑中休暇を賜い、「各廳共長官ヨリ御用ノ都合見計休暇可申達事」とし、休暇中は「賜暇中旅行ノ儀モ被差許候間其行先可届出此旨相達候事」と旅行することを許した。⁽⁵¹⁾

ただし、その行き先は必ず届け出をしなければならなかった。

五、祝祭日

わが国には祝日・祭日というものがある。明治になってからの祝日・祭日の発端は、明治元年九月二十二日の天長節である。この天長節とは天皇誕生の日であり八月二十六日に行政官より、「九月二十二日ハ 聖上 御誕辰相當ニ付毎年此辰ヲ以群臣ニ酺宴ヲ賜ヒ 天長節御執行相成天下ノ刑戮被差停候偏ニ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被遊候 思召ニ候間於庶民モ一同御嘉節ヲ奉祝候様被 仰出候事」²²⁾との布告がだされたのである。その際、休暇日の項でも述べた如く、九月十八日に、「來二十一日休日ニテ無之二十二日休日之事」と、本来ならば休日である二十一日を休日とせず、この天長節である二十二日と差し替えたのである。こうして天長節は祝日となった。この一方で明治三年まで昔からのならわしとしての御節句等が祝日中に織り込まれていたのである。²³⁾

明治五年には十一月十五日に「神武天皇御即位祝日例年御祭典」²⁴⁾において、

第一月廿九日 神武天皇御即位相當ニ付祝日ト被定例年御祭典被執行候事

と定められ、この達しをもって神武天皇御即位日を祝日と定められた。

以上のように定められた祝日祭日であるが、明治六年に改暦によって一度大きく変化する。それは明治六年一月の太政官布告²⁵⁾によって、次の如くおこなわれた。

今般改曆ニ付人日上巳端午七夕重陽ノ五節ヲ廢シ 神武天皇即位日天長節ノ兩日ヲ以テ自今祝日ト被定候事

このように古くからおこなわれてきた、人日・上巳・端午・七夕・重陽の五節句が全て廃され、神武天皇御即位日と天長節との兩日を以って、祝日と改定になったのである。この神武天皇御即位日であるが、明治六年太政官布告第九十一号の「神武天皇御即位日紀元節ト被稱候事」を以って、紀元節と名称が変更された。さらには翌年の明治七年に、新曆の二月十一日に改められている。

ついで、明治六年十月十四日の太政官布告第三百四十四号「年中祭日祝日ノ休暇日ヲ定ム」によって、次の如く元始祭・新年宴会・孝明天皇祭・紀元節・神武天皇祭・神嘗祭・天長節・新嘗祭の年中八度の祝日・祭日を定めるに至ったのである。

年中祭日祝日等ノ休暇日左ノ通候條此旨布告候事

元始祭 一月三日

新年宴会 一月五日

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日

神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日

これにより今日の祝日・祭日を休暇日とする制が確立したのである。この祝日・祭日を休暇日とすることで、単に皇室のみにとどまらず、国家国民総てを通じて謹み敬い、祝福の純情を披露することとなったのである。

明治十一年に春季皇霊祭及び、秋季皇霊祭の二種が加えられ、これを含めて全十度となり、明治期における祝日・祭日の制は定まった。

六、遠方出張帰京休暇

明治二年になると、六月九日に「諸官員御用ニテ東京其外遠方へ出役シ候面々歸京之節着後三日休息不及出仕候事」として、諸官員に遠方出張後の三日間の休暇を与えた。ただし、差し掛かりの用がある場合は「御用濟之上同斷休息可致事」とその用事が済んだうえでの三日間の休暇を与えるものであった。

翌年明治三年の八月二十九日には「諸官員遠國出張歸京後休暇ヲ賜フ」の達しによって、明治二年同様、官員の遠國出張後の特別休暇が与えられたのである。しかし、明治二年の段階では一律に帰京後三日間の休暇であったのだが、今回の規定では出張先の距離によって、休暇の期間も定められた。その内容は、

百里以上 三日

五十里以上 二日

二十五里以上 一日

であった。⁶⁰ 当時は遠国に出張といっても今のように日帰りではいけるようなものではなく、何日もかけて出張していた。そのため、その疲れを癒す意味であって、休暇を賜うという形で、政府の恩恵であるという意識を強めた形の休暇であった。

七、その他の休暇

明治元年に天皇還幸に際しての休暇が達せられた。明治元年の十二月十五日に初めて達しがあり、その内容は、「來ル廿二日 還幸ニ付諸官休日之事」⁶¹ というものであった。

ついで、七月九日には太政官の休暇が「本日太政官休暇」⁶² によって達された。その理由として、「今九日参議以上外御用ニテ出仕無之ニ付當官休暇ノ事」とされ、この後も同様の取り決めがなされた。

明治六年の九月には「自今諸官員父母ノ祭日ニハ休暇ヲ賜リ候此旨相達候事」⁶³ との達しが出た。当時は祭日という死者を祭るといったことが主であったため、喪に対する休日と思われ、この推測より現在の「忌引休暇」の起源ではないかと筆者は考える。

八、おわりに

江戸から明治という一時代の変革期のなかで創設された日本の官僚制は、慌しい時代の変化とともに欧米諸国に倣う形で近代の法治国家として必要不可欠な様々な制度の整備を急務とし、順次整えられていった。本稿ではその官僚制の構成員である官員（中央官員に限定）の休暇制度に焦点をあて、明治元年から日曜休日制が採られるまでの、様々な休暇制度の変化の過程を見てきた。当時の休暇日は一六の日であり、現在の日曜休暇制（半ド

ン有り)が採用されたのは明治九年のことであった。その変遷過程はというと、必要に応じ、その都度達しによって定められていたのである。暑中休暇や盆休み、さらには年末年始休暇の規定をみることができるようのもこの頃からである。正月休暇は明治元年の達しにより見て取ることができた。その後も言葉としては正月休暇とは記していないが、同様の達しにより規定された。暑中休暇も明治三年に端を発し、その後官員へと広がっていったのであった。盆休暇に関しては、明治四年に、今後「例年右ノ通」との達しが出たことよって、この明治四年が盆休みの起源と思われる。しかしそれ以前の明治二年から同日程にて休暇が出されており、筆者は本稿において、この明治二年の達しが盆休みの起源であるとした。祝祭日については、明治六年の改暦に伴い大きく変化を遂げ制定されていたのである。

さらに当時は遠距離出張帰京後の休暇も与えられており、当時の官員が特に優遇されていたことがうかがえるものであった。

以上のように、本稿執筆に際しては、官員の休日の様態が規則としてどのように移り変わっていったかということを実証的に明らかにすることを目的とした。特にその当時の法令をみることで『法令全書』を基本資料に捉えて、それぞれの変遷をひとつひとつ追求することができた。これにより、制度上での官員の休暇に関する変遷過程を明らかにするとともに、さらに考察を加えることで、休暇についての制度上のまとまりを見出すことができた。しかしながら、史料の関係等により、制度が中心で、実際このような規則がどのように用いられていたのかといった実態の部分については、調べるには至らず、課題の残るものとなった。今後この蓄積した課題を明らかにしていきたい。

- (1) 由井正臣・大日方純夫校注、日本近代思想体系③『官僚制 警察』（岩波書店、一九九〇年）では、官僚また官僚制は国家機構と不可分であるとしている。
- (2) 井出嘉憲著『日本官僚制と行政文化』（東京大学出版会、一九八二年）一頁参照。
- (3) 内閣府官報局編『法令全書』第一卷（原書房、昭和四十九年）二八八頁。「今後年號ハ御一代一號ニ定メ慶應四年ヲ改テ明治元年ト爲ス及詔書」
- (4) 同右、二二頁。
- (5) 朝倉晴彦編『明治官制辞典』（東京堂出版、昭和四十四年）一四八頁。
- (6) 内閣府官報局編『法令全書』第一卷（原書房、昭和四十九年）二〇五頁。その後も毎年日食の日には参賀は取りやめとなった。
- (7) 同右、二九八・二九九頁。
- (8) 明治文化研究会編『明治文化全集』別巻明治事物起源下巻（日本評論社、昭和四十四年）一二六五頁。
- (9) 内閣府官報局編『法令全書』第二卷（原書房、昭和四十九年）二九四頁。
- (10) 内閣府官報局編『法令全書』第九卷ノ一（原書房、昭和五十年）二九〇頁。
この規定により日曜日と土曜日の午後から休暇になったのだが、土曜日の半分が休日のことを「半ドン」と言っていた。この「半ドン」であるが、「ドンタク」の半分であるため「半ドン」と言ったようで、この「ドンタク」とは休日のことである。もとはオランダ語のZondagであり、それが訛って「ドンタク」となったようである。このzonは太陽でdagは日である。つまり、日曜日、礼拝日でキリスト教徒にとって本来は仕事を休んで教会に礼拝に行くための日の意である。（山口佳紀編『暮らしのことば語源辞典』（講談社、一九九八年）四八四頁。及び、杉つとむ著『語源海』（東京書籍、二〇〇五年）四五九頁参照）
これとは別に、明治時代より時報に午砲（空砲）を撃つ地域があり、その正午の大砲の「ドン」という音より一日の半分が休みなので、「半ドン」と呼ばれるようになったという説もある。
- (11) 内閣府官報局編『法令全書』第一卷（原書房、昭和四十九年）四一三頁。
- (12) 同右、四一九頁。
- (13) この項の史料に関しては、内閣府官報局編『法令全書』第二卷、第三卷、第四卷、第六卷参照。
- (14) 内閣府官報局編『法令全書』第二卷（原書房、昭和四十九年）二七一頁。

- (15) 明治文化研究会編『明治文化全集』別巻明治事物起源下巻（日本評論社、昭和四十四年）一二六五頁。
- (16) 内閣府官報局編『法令全書』第三卷（原書房、昭和四十九年）二六一頁。
- (17) 内閣府官報局編『法令全書』第四卷（原書房、昭和四十九年）二八三頁。
- (18) 明治文化研究会編『明治文化全集』別巻明治事物起源下巻（日本評論社、昭和四十四年）一二六六頁。
- (19) 同右参照。
- 内閣府官報局編『法令全書』第六卷ノ一（原書房、昭和四十九年）三頁。この明治六年一月七日の太政官布告では、一月一日より三日迄と六月二十八日より三十日迄、また、十二月二十九日より三十一日迄と年末年始の休暇と暑中休暇を定めたものである。しかし、本文中にもあるように六月二十三日に「本年第二號布告ノ内六月廿八日より三十日迄ノ休暇ハ取消シ」となった。（同右、三〇三頁）
- (20) 内閣府官報局編『法令全書』第六卷ノ一（原書房、昭和四十九年）七九一・七九二頁。
- 「院省使府縣之官員奏任官以上ハ本年八月一日ヨリ十五日以内判任以下同五日以内之休暇ヲ賜リ候條御用向差支無之様便宜見計休暇可申付事
- 一長官之儀ハ次官ト可申合事
- 一休暇中旅行致候儀ハ勝手次第候得共行ク先々其筋へ相届可申事
- 但東京在官之分ハ八月一日ヨリ同三十一日迄地方ハ九月三十日迄之内ヲ以本文ノ如ク休暇賜候儀ト可心得事」
- (21) 内閣府官報局編『法令全書』第七卷ノ一（原書房、昭和五十年）三二九頁。
- (22) 内閣府官報局編『法令全書』第一卷（原書房、昭和四十九年）二七四頁。
- (23) 八束清貫著『祭日祝日謹話』（内外書籍、昭和八年）八・九頁参照。ただしこの中で、「明治三年四月二十七日太政官布告第五十七號中」とあるが、法令全書で確認するもの該當するものが見当たらない。
- (24) 内閣府官報局編『法令全書』第五卷之一（原書房、昭和四十九年）二八四頁。
- (25) 内閣府官報局編『法令全書』第六卷ノ一（原書房、昭和四十九年）三頁。
- (26) 同右、七五頁。
- (27) 同右、五二〇・五二二頁。神嘗祭については明治十二年第二十七号布告「神嘗祭十月十七日ニ改定」をもって九月を十月に改

める。(内閣府官報局編『法令全書』第二卷ノ一(原書房、昭和五十年)五八頁)天長節について十一月三日は新暦であって、太陰暦の九月二十二日に相当する。

(28) 内閣府官報局編『法令全書』第一卷(原書房、昭和五十年)一三二頁。

(29) 内閣府官報局編『法令全書』第二卷(原書房、昭和四十九年)二〇七頁。

(30) 内閣府官報局編『法令全書』第三卷(原書房、昭和四十九年)三三三頁。

一里とは現在の三・九二七kmであり、約四kmと考えると、百里は約四〇〇km、五十里は約二〇〇km、二十五里は約一〇〇kmである。

(31) 内閣府官報局編『法令全書』第一卷(原書房、昭和四十九年)四〇二頁。

(32) 内閣府官報局編『法令全書』第二卷(原書房、昭和四十九年)二六五頁。同七月十一日にも「七月十二日太政官休暇」とあり、

その内容は「明十二日参議以上外御用ニテ出仕無之ニ付休暇ノ事」である。(同、二六七頁)

(33) 内閣府官報局編『法令全書』第六卷ノ一(原書房、昭和四十九年)四七八・四七九頁。現段階では詳細な史料が見当たらないため実態は不明である。八束清貫氏の『祭日祝日謹話』によると祭日の定義を「皇室・国家・国民の総てが一体となり、天祖・皇祖・列聖・天神地祇をお祭りして、過去に残されたその神徳や、鴻業に対し、最も慎ましやかに報本反始の忱をいたさねばならぬ日」としており、ここから推測しても現在の忌引と考えられる。(八束清貫著『祭日祝日謹話』(内外書籍、昭和八年)一頁)この他に、特別臨時休業として明治五年は鉄道が開業した年であり、九月十二日に鉄道開業式が執り行われた。そこで、その二日前の九月十日に「來ル十二日鐵道開業式被爲行候ニ付休暇ノ事」として、鉄道開業式の日は休暇とした。この当時で鉄道開業は国家の威信をかけた取り組みであったに違いなく、行政機能を休みにしてまでも、国を挙げて成功させようとしたのである。